

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 謝金・旅費等支出規程

(目的)

第1条

本規程は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という。）の役員および委員等に対する旅費等の支出について定める。

(会議手当および旅費の原則)

第2条

理事会および総会に関わる会議手当、旅費、宿泊費は支給しない。

(他学会出席時の旅費)

第3条

会長または副会長等が本会を代表して他学会の会議に出席する場合、旅費として実費を支給する。

(学術集会および認定医認定制度等に関する経費)

第4条

学術集会、研究会、認定講習会等における発表者・講師等への謝礼、旅費、宿泊費などの支出については、別途定める「謝金・旅費等支出細則」に従うものとする。

(学会誌執筆に関する謝礼)

第5条

学会誌に掲載される原稿執筆に対する原稿料等は、別途「日本獣医腎泌尿器学会誌投稿規程」に従う。

(委員会活動に伴う旅費)

第6条

常設委員会、ワーキンググループ等の会議において必要がある場合は、会長の承認のもと、自己申告制により旅費および宿泊費を支給することができる。

補則

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この規程は、2025年6月1日より施行する。